

鹿児島県労働委員会年報

令和6年版
(令和6年1月～12月)



鹿児島県労働委員会

目 次

第 1 章 労働委員会による調整・審査

第 1 節	労働争議の調整	1
1	概 況	1
2	調整事件	4
3	労働争議の実情調査	5
4	争議行為予告通知	6
第 2 節	個別労働関係紛争のあっせん	9
1	概 況	9
2	個別労働関係紛争あっせん事件	11
第 3 節	不当労働行為事件の審査	13
1	概 況	13
2	審査事件	16
	(1) 令和元年（不）第 1 号事件	
	(2) 令和 5 年（不）第 1 号事件	
第 4 節	行政訴訟事件	17
第 5 節	再審査事件	17
第 6 節	資格審査	17
1	概 況	17
2	資格審査一覧表	17
3	資格審査取扱状況	18
第 7 節	認定告示	18

第 2 章 労働委員会活性化のための取組（令和 6 年度）

I	労働委員会制度の認知度を高めるための方策	19
1	委員による「労使間のトラブルに関する相談会」の開催	19
2	周知月間を中心とした制度・相談会等の周知広報	20
3	委員による出前講座	22
II	委員及び事務局職員の資質の維持・向上を図るための方策	24
III	迅速・的確な審査手続を充実させるための方策	25

第1章 労働委員会による調整・審査

労働委員会は、地方自治法第180条の5及び労働組合法第19条の12の規定に基づき、県に設置された行政機関（行政委員会）で、公益を代表する者、労働者を代表する者及び使用者を代表する者各5人の計15人の委員（任期は2年）で構成されている。

主な業務としては、労働争議のあっせん等を行う調整業務と、不当労働行為の審査等を行う審査業務がある。これらの業務を行う委員を補佐し、委員会運営に必要な事項を処理するため、労働組合法等に基づく事務局が置かれ、令和6年度は、職員10人が事務局業務を行った。

令和6年1月から12月までに取り扱った事件は、労働争議の調整事件1件、個別労働関係紛争のあっせん事件4件、不当労働行為の審査事件2件である。

第1節 労働争議の調整

1 概 況

- (1) 令和6年は、係属事件が1件で、内訳は新規が1件である（第1表）。
- (2) 調整事件に係る調整区分は、あっせん1件（第2表）で、開始事由は組合からの申請1件である（第3表）。
- (3) 調整事項は、賃金等1件である（第4表）。
- (4) 業種別では、情報通信業1件である（第5表）。
- (5) 終結状況としては、次年繰越1件である（第6表）。

第1表 令和6年調整事件取扱一覧

事件名 (通番)	調整 区分	組合 員数	申請 区分	調整事項	終結 事由	調 整 経 過		所要 日数	調整 回数	あっせん員	
		従業員数				年月日	事 項				
令和 6 年 (あ)第 1 号 事件 (554)	あっ せん	143	労	就業規則の 適用過誤是 正、並びに 未払い賃金 支払い	(次年 へ繰 越)	6. 11. 7	あっせん申請 事務局調査 (申請者)	—	—	公:采女 労:木佐貫 使:水淵	
		-----				11. 13	あっせん員指名				
		317				11. 19	事務局調査 (被申請者)				
		317				12. 11	第 1 回あっせん				

第2表 調整区分別件数（新規申請分）

調整区分 \ 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
あっせん		1		2	1
調 停					
仲 裁					
計	0	1	0	2	1

第3表 調整開始事由別件数（新規申請分）

調整区分 \ 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
組 合 申 請		1		2	1
使 用 者 申 請					
双 方 申 請					
計	0	1	0	2	1

第4表 調整事項別件数（新規申請分）

調整事項 \ 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
組 合 承 認 ・ 組 合 活 動					
労働協約・効力・解釈履行		1			
賃 金 等					
賃 金 増 額					
一 時 金					
諸 手 当					
退 職 一 時 金					
そ の 他					1
計					1
給 与 以 外 の 労 働 条 件					
経 営 人 事					
事業所廃止・事業縮小					
配 置 転 換					
解 雇					
そ の 他					
計					
団 体 交 渉 促 進 等				2	
そ の 他					
合 計	0	1	0	2	1

(注) 申請のあった事項の全てについて計上してあるので、事件数とは一致しないことがある。

第5表 業種別件数（新規申請分）

業種 年	建設業	製造業その他				情報通信業	運輸業・郵便業					卸売業・小売業	金融業・保険業	教育・学習支援業	医療・福祉	複合サービス事業	サービス業	公務	その他	計	
		食料品製造業	印刷・同関連業	化学工業	その他		鉄道業	道路旅客業		道路貨物運送業	水運業										その他
								バス専業	ハイヤー・タクシー業												
2 年																				0	
3 年																				1	
4 年																				0	
5 年											1				1					2	
6 年					1															1	

第6表 調整の終結状況

年 調整区分 終結 態様		2 年			3 年			4 年			5 年			6 年			計
		あ っ せ ん	調 停	仲 裁	あ っ せ ん	調 停	仲 裁	あ っ せ ん	調 停	仲 裁	あ っ せ ん	調 停	仲 裁	あ っ せ ん	調 停	仲 裁	
不開始 (規 65-2)																	
取下げ																	
うちあっせん 員指名前																	
解 決	案提示 解 決				1						1						2
	自 主 解 決																
	計				1						1						2
打ち切り・調停不調											1						1
合計					1						2						3
次 年 繰 越														1			1

(注) 前年からの繰越があるときは、() 外書きで計上してある。

第7表 調整の所要日数

区 分	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
平 均	—	5 8	—	1 0 4	—
最 長	—	5 8	—	1 3 0	—
最 短	—	5 8	—	7 7	—

(注) 所要日数は、あっせん員（調停委員）指名から事件終結までの日数である。

2 調整事件

○ 令和6年(あ)第1号事件

- 1 通 番 554 号
- 2 申 請 年 月 日 令和6年11月7日
- 3 申 請 者 X組合
- 4 被 申 請 者 株式会社Y
- 5 業 種 情報通信業
- 6 あっせん員 (公) 采女 博文 (労) 木佐貫 美保 (使) 水淵 大作
- 7 調 整 事 項 就業規則の適用過誤是正、並びに未払い賃金支払い
- 8 申請に至るまでの経過
 - (1) 組合側が、令和6年6月、中途採用者（令和4年入社）の初任給算定に誤りがあるとして団体交渉を申し入れたが、使用者側は就業規則に則り算定したと主張。
 - (2) 同年8月30日、組合側が解決案を使用者側に提示したが、同年9月3日使用者側は同提案を拒否。
 - (3) 同年11月7日、あっせん申請
- 9 申請後の経過
 - (1) 令和6年11月7日、あっせん申請受付（受付時に申請者（組合）に対する事前調査を実施）。
 - (2) 同年11月13日、あっせん員指名。
 - (3) 同年11月19日、被申請者（使用者）に対する事前調査を実施。
 - (4) 同年12月11日、第1回あっせん あっせん員としては、自主交渉の余地があると思料したため、両者に団体交渉を行うことを要望し、本件あっせんは継続扱いとすることとした。

3 労働争議の実情調査

労働委員会の調整機能を十分に発揮するためには、労働争議の実情を正確に把握し、調整開始の際に適切かつ迅速に対処できるようにすることが必要である。

このため、労働争議が発生したとき又は発生のおそれがあるときは、必要に応じ、争議の内容、会社の経営状況などについて実情を調査するものである。

令和6年中の実情調査件数は6件で、全て公益事業の争議行為予告通知に伴うものであった。

第8表 令和6年実情調査一覧

番号	調査対象者	組合員数 従業員数	業 種	争 議 事 項	調査開始月日 調査終了月日	備 考
1	鹿児島県医療労働組合 連合会	約 1,620 —	医療、福祉	賃上げ及び一時 金等	2. 27 5. 17	争議行為予告
2	日本私鉄労働組合総連 合会	約 850 —	運輸業、郵便 業	賃金引上げ要求 等	3. 4 3. 22	争議行為予告 (中労委受付 分春闘関係)
3	日本エアコミューター 乗員組合	89 464	運輸業、郵便 業	基本給、期末一時 金及び定年延長 等	3. 11 12. 26	争議行為予告
4	鹿児島県医療労働組合 連合会	約 1,500 —	医療、福祉	年末一時金、手当 改善及び労働条 件改善等	10. 22 12. 12	争議行為予告
5	日本エアコミューター 乗員組合	89 464	運輸業、郵便 業	基本給、手当等	11. 18 12. 26	争議行為予告
6	日本エアコミューター 乗員組合	89 464	運輸業、郵便 業	安全、賃金、勤務 環境等	11. 25 12. 10	争議行為予告

4 争議行為予告通知

労働関係調整法第 37 条の規定に基づく公益事業の争議行為予告通知のうち、本県に関係する通知は 47 件である（第 9 表）。このうち本県労委経由又は受付分は、5 件である。

第 9 表 令和 6 年争議行為予告通知一覧

番号	通知先	通 知 者		争 議 事 項	受付 月日	争議行為実施予定	
		名 称	所在地			月日	場 所
1	中労委	国鉄労働組合	東 京	2024 年 4 月 1 日以 降の賃金引き上げ 等	2.13	2.26 以降	沖縄県を除く 全国
2	中労委	全日本建設交運一般 労働組合	東 京	2024 年春闘（賃金 の引き上げ等）及 び夏季一時金闘争	2.15	2.29 以降	鹿児島県ほか 32 都道府県
3	中労委 (沖縄県労委経由)	日本トランスオーシ ヤン航空乗員組合	沖 縄	賃金・勤務に関す る要求	2.20	3. 9 以降	鹿児島県ほか 36 都道府県
4	中労委	日本航空ユニオン	東 京	2024 春闘要求（賃 上げ等）	2.22	3. 9 以降	鹿児島県ほか 20 都道府県
5	中労委	全日本赤十字労働組 合連合会	東 京	全日赤 2024 年春 闘統一要求（賃金 表の改善等）	2.22	3.14 以降	鹿児島県ほか 28 都道府県
6	中労委	全国電力関連産業労 働組合総連合	東 京	2024 年春季生活 闘争（賃金、賞与、 労働協約改定）	2.26	3. 8 以降	石川県を除く 全国
7	中労委	日本航空㈱	東 京	日本航空ユニオン が行う争議行為に 対抗	2.27	3. 9 以降	鹿児島県ほか 20 都道府県
8	鹿児島県労委	鹿児島県医療労働組 合連合会	鹿児島	賃上げ、一時金、 労働条件改善	2.27	3.14 以降	鹿児島県
9	中労委	エヌ・ティ・ティ労 働組合	東 京	賃金改善等	2.28	3.11 以降	全国
10	中労委	日本航空キャビンク ルーユニオン	東 京	2024 年春闘要求 （安全運航の維持 ・向上賃金引き上 げ等）	2.28	3.15 以降	鹿児島県ほか 23 都道府県
11	中労委 (愛知県労委経由)	ANA ウイングス 乗員組合	福 岡	労働条件	2.28	3.15 以降	鹿児島県ほか 30 都道府県
12	中労委	全日本運輸産業労働 組合連合会	東 京	賃金引上げ、賃金 制度の確立・改善、 65 歳までの定年 延長の確立と労働 諸条件の改善等	2.29	3.15 以降	全国
13	中労委	情報産業労働組合連 合会 KDD I 労働組 合（KDD I ㈱）	東 京	2024 春闘要求（賃 金の改善等）	3. 1	3.14 以降	鹿児島県ほか 33 都道府県
14	中労委	日本私鉄労働組合総 連合会	東 京	24 春闘（月例賃上 げ、年間臨時給等）	3. 4	3.15 以降	全国
15	中労委	日本航空乗員組合	東 京	賃金に関する要求 （ベースアップ 等）	3. 4	3.15 以降	鹿児島県ほか 24 都道府県

番号	通知先	通 知 者		争 議 事 項	受付 月日	争議行為実施予定	
		名 称	所在地			月日	場 所
16	中労委	日本航空(株)	東 京	日本航空キャビンクルーユニオンが行う争議行為に対抗	3. 4	3. 15 以降	鹿児島県ほか 23 都道府県
17	中労委	日本航空(株)	東 京	日本航空乗員組合が行う争議行為に対抗	3. 4	3. 15 以降	鹿児島県ほか 24 都道府県
18	中労委	全日本港湾労働組合	東 京	賃金引上げ等	3. 6	3. 17 以降	鹿児島県ほか 33 都道府県
19	中労委	全国港湾労働組合連合会	東 京	各加盟組合の賃上げ、産別協定の遵守・履行等	3. 8	3. 19 以降	鹿児島県ほか 38 都道府県
20	鹿児島県労委	日本エアコミューター乗員組合	鹿児島	人財確保のための労働条件（賃上げ等）	3. 11	3. 22 以降	鹿児島県ほか 6 府県
21	中労委 (大阪府労委経由)	ジェイエア乗員組合	大 阪	人財確保のための労働条件是正等	3. 11	3. 22 以降	鹿児島県ほか 19 府県
22	中労委	ジェットスタークルーアソシエーション	千 葉	組合執行委員に対する懲戒処分取消し	3. 15	3. 26 以降	鹿児島県ほか 13 道府県
23	中労委	ジェットスター・ジャパン株式会社	千 葉	ジェットスタークルーアソシエーションの争議行為に対抗	3. 15	3. 26 以降	鹿児島県ほか 13 道府県
24	中労委	全国一般労働組合福岡地方本部	福 岡	令和 6 年度賃金、労働条件引上げ	4. 8	4. 25 以降	鹿児島県ほか 5 県
25	中労委	日本航空ユニオン	東 京	2024 年度夏期一時金等、24 夏闘(24 春闘継続)要求	5. 17	6. 4 以降	鹿児島県ほか 20 都道府県
26	中労委	日本航空(株)	東 京	日本航空ユニオンが行う争議行為に対抗	5. 23	6. 4 以降	鹿児島県ほか 20 都道府県
27	中労委	全日本運輸産業労働組合連合会	東 京	一時金の要求、雇用対策と労働協約の取り組み等	5. 27	6. 7 以降	鹿児島県ほか 44 都道府県
28	中労委	ANA ウイングス乗員組合	福 岡	乗務員の待遇改善(休暇の繰越上限数、各種手当の引き上げ等)	6. 3	6. 21 以降	鹿児島県ほか 31 都道府県
29	中労委	日本航空キャビンクルーユニオン	東 京	2024 年夏闘要求(安全運航の維持・向上等)	6. 3	6. 21 以降	鹿児島県ほか 23 都道府県
30	中労委	日本航空(株)	東 京	日本航空キャビンクルーユニオンが行う争議行為に対抗	6. 10	6. 21 以降	鹿児島県ほか 23 都道府県
31	中労委	全日本港湾労働組合九州地方本部	福 岡	2024 年夏季一時金	6. 12	6. 25 以降	鹿児島県ほか 2 県
32	中労委 (大阪府労委経由)	ジェイエア乗員組合	大 阪	人財確保のための労働条件是正等	6. 25	7. 8 以降	鹿児島県ほか 19 府県

番号	通知先	通 知 者		争 議 事 項	受付 月日	争議行為実施予定	
		名 称	所在地			月日	場 所
33	鹿児島県労委	鹿児島県医療労働組合連合会	鹿児島	年末一時金、手当改善、労働条件改善	10. 22	11. 7 以降	鹿児島県
34	中労委	全日本国立医療労働組合	東 京	24 年度秋闘賃金・労働条件改善	10. 25	11. 7 以降	全都道府県
35	中労委	ANAウイングス乗員組合	福 岡	乗員計画、労働環境、労働条件	10. 25	11. 15 以降	鹿児島県ほか 31 都道府県
36	中労委	日本航空ユニオン	東 京	2024 年末要求（年末一時金、安全）	10. 30	11. 15 以降	鹿児島県ほか 20 都道府県
37	中労委	日本航空キャビンクルーユニオン	東 京	2024 年末要求（年末一時金、安全運航の維持、向上等）	11. 1	11. 15 以降	鹿児島県ほか 23 都道府県
38	中労委	全日本運輸産業労働組合連合会	東 京	年末一時金、雇用対策等	11. 1	11. 15 以降	全都道府県
39	中労委	日本航空(株)	東 京	日本航空ユニオンが行う争議行為に對抗	11. 1	11. 15 以降	鹿児島県ほか 20 都道府県
40	中労委	日本航空(株)	東 京	日本航空キャビンクルーユニオンが行う争議行為に對抗	11. 1	11. 15 以降	鹿児島県ほか 23 都道府県
41	中労委 (福岡県労委経由)	全日本港湾労働組合九州地方本部	福 岡	労働時間の短縮、定年(雇用)延長等	11. 8	11. 21 以降	鹿児島県ほか 2 県
42	中労委	日本私鉄労働組合総連合会	東 京	私鉄総連秋闘統一要求の未到達事項の解消	11. 12	11. 23 以降	鹿児島県ほか 34 都道府県
43	鹿児島県労委	日本エアコミューター乗員組合	鹿児島	人財確保のための労働条件	11. 18	12. 6 以降	鹿児島県ほか 6 府県
44	中労委 (大阪府労委経由)	ジェイエア乗員組合	大 阪	手当増額等	11. 18	12. 6 以降	鹿児島県ほか 19 府県
45	中労委 (沖縄県労委経由)	日本トランスオーシャン航空乗員組合	沖 縄	賃金に関する要求	11. 19	12. 6 以降	鹿児島県ほか 36 都道府県
46	中労委 (沖縄県労委経由)	琉球エアークommunicuter乗員組合	沖 縄	賃金、働き方に関する要求	11. 19	12. 6 以降	鹿児島県ほか 1 県
47	鹿児島県労委	日本エアコミューター乗員組合	鹿児島	安全、賃金等、勤務等に関する要求	11. 25	12. 6 以降	鹿児島県ほか 6 府県

第2節 個別労働関係紛争のあっせん

1 概 況

- (1) 令和6年は、係属事件が4件で、内訳は新規が4件である。新規は全て労働者からの申請である（第1表、第4表）。
- (2) あっせん事項は、経営・人事1件、労働条件等1件、職場の人間関係1件、その他3件である（第2表）。
- (3) 業種別は、建設業1件、製造業1件、医療・福祉1件、サービス業1件である（第3表）。
- (4) 終結状況は、解決1件、打切り1件、次年繰越2件である（第4表）。

第1表 あっせん開始事由別件数（新規申請分）

区 分 \ 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
労働者申請		2	1	3	4
使用者申請					
双方申請					
計	0	2	1	3	4

第2表 あっせん事項別件数（新規申請分）

内 容 \ 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
経営・人事	解 雇	1		1	
	配置転換, 出向・転籍				
	懲 戒 処 分			1	
	退 職				
	そ の 他				1
	計	0	1	2	1
賃 金 等	賃 金 未 払 い				
	賃 金 減 額				
	一 時 金				
	退 職 一 時 金				
	解 雇 手 当				
	そ の 他		2		
	計	0	2	0	
労 働 条 件 等	0	0	0	0	1
職 場 の 人 間 関 係	0	0	1	0	1
そ の 他	0	0	1	3	3
合 計	0	3	2	5	6

（注）申請のあった事項の全てについて計上してあるので、事件数とは一致しないことがある。

第3表 産業別件数（新規申請分）

業種 年	建設業	製造業	水道業 電気・ガス・熱供給・	情報通信業	運輸業・郵便業	卸売業・小売業	金融業・保険業	不動産業・物品賃貸業	医療・福祉	教育・学習支援業	技術サービス業 学術研究・専門・	飲食サービス業 宿泊業・	娯楽業 生活関連サービス業・	サービス業（他に分類 されないもの）	公務	計
2 年																0
3 年										1			1			2
4 年													1			1
5 年					2				1							3
6 年	1	1							1					1		4

第4表 あっせんの終結状況

終結態様 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
不 開 始					
取 下 げ (解決を除く)					
うちあっせん 員 指 名 前					
解 決 案提示解決			1		1
自主 解 決					
計			1		
打 切 り		2		3	1
合 計	0	2	1	3	2
次年繰越	0	0	0	0	2

（注）前年からの繰越があるときは、（ ）外書きで計上してある。

2 個別労働関係紛争あっせん事件

事件名 (通番)	申請区分	業種	調整事項	調整内容	調整経過		あっせん員
					申請日 (受理日)	R6. 5. 28 R6. 5. 28	
令和6年 (個)第1号 (90)	労	建設業	①事実ではない内容の報告書の訂正 ②再発防止に対する取組 ③ハラスメント行為があったことを認めた上での謝罪を求める。 (職場の人間関係)	申請者が社内の電子掲示板システムにより提出した報告書に同僚から事実でない内容の書き込みがされたとして、報告書の訂正と再発防止の取組、及び同僚の書き込みがハラスメントに当たることを認めた上での謝罪を求めて、あっせん申請がなされた。 あっせんにおいて、被申請者は、同僚の書き込みはハラスメントとは認められないが、推測に基づく過度な表現があったことや対応が遅れたことを認め謝罪し、その旨を電子掲示板システムに記載するとともに、再発防止に取り組むことで合意に至り、協定書を取り交わして終結した。	終結日	R6. 7. 16	(公)采女 (労)片野坂 (使)吉田
					所要日数	50	
					あっせん回数	1	
					終結区分	解決	
					申請日 (受理日)	R6. 5. 28 R6. 5. 28	
令和6年 (個)第2号 (91)	労	医療・福祉	(当初) ①労働契約終了の具体的な理由の明示 ②暴力事件の対応に不満があるため謝罪を求める。 (変更) ①人事評価表の過去5年分の開示 ②人事評価の根拠の明示 ③暴力事件の対応に不満があるため謝罪を求める。 (経営・人事(その他) ・その他(謝罪の要求))	1年更新の嘱託職員である申請者が被申請者側から契約を更新しないと言われたことに納得がいかなかったとして、あっせん申請がなされた。 あっせん申請後、被申請者が申請者に人事評価表の開示を行うとのことであり、自主解決の可能性もあるとして状況を見守っていたが、申請者が人事評価表の内容に納得がいかず、変更申請書の提出がなされた。 あっせんにおいて、5年分の人事評価の有無や記載内容、業務指導の有無、申請者が患者家族から暴力を受けた件に係る被申請者側の対応に関する謝罪の方法など当事者双方の主張の隔たりが大きく、粘り強く説得を行ったが、歩み寄りが見られず、これ以上あっせんを継続しても解決が見込めないと判断。あっせん打ち切りとした。	申請日 (受理日)	R6. 9. 9 R6. 9. 9	(公)畑井 (労)岡 (使)濱上
					終結日	R6. 11. 28	
					所要日数	81	
					あっせん回数	1	
					終結区分	打ち切り	

事件名 (通番)	申請区分	業種	調整事項	調整内容	調整経過		あっせん員
令和6年(個)第3号(92)	労	サービス業 (他に分類されないもの)	①申請者を勤務シフトに入れない理由を明らかにしてほしい。②勤務シフトが組まれず仕事(勤務日)がなくなったことによる損害賠償を求める。 ・労働条件等(労働時間) ・その他(損害賠償の請求)	パート勤務である申請者が店長との関係が悪くなり、被申請者側によって就業5か月目から希望するシフトが組まれず勤務できなくなったとして、あっせん申請がなされた。	申請日 (受理日)	R6.11.25 R6.11.25	(公)古川 (労)下町 (使)吉田
					終結日		
					所要日数 あっせん回数		
					終結区分		
令和6年(個)第4号(93)	労	製造業	雇用契約期間中に解雇されたため、残余期間5か月分のうち最低2か月分以上の賃金を請求する。 ・その他(損害賠償の請求)	1年更新の契約社員である申請者が被申請者から契約期間中に解雇予告通知を受け、被申請者に退職金と2か月分以上の賃金補償の支払いを求めたが、退職金の支払いのみがあった。このため、あっせん申請がなされた。	申請日 (受理日)	R6.12.19 R6.12.19	(公)保澤 (労)眞下 (使)竹之内
					終結日		
					所要日数 あっせん回数		
					終結区分		

(注) 所要日数は申請日から終結までの日数である。(不開始及び取下げは除く。)

第3節 不当労働行為事件の審査

1 概 況

- (1) 令和6年は、係属事件が2件で、内訳は前年からの繰越が2件である。
 (2) 処理状況については、命令2件である。

第1表 事件取扱状況

区分 年次	係 属 件 数			取 下 げ			命 令			次年 繰越
	前年 繰越	新規 申立	係属 計	組合 都合	無関与 和解	関 与 和解	救済	棄却	却下	
2 年	1	1	2							2
3 年	2	0	2							2
4 年	2	0	2				1			1
5 年	1	1	2							2
6 年	2	0	2				1		1	0

第2表 救済内容別申立件数

区分 年次	労 組 法 第 7 条										計
	1号	2号	3号	4号	1・2号	1・3号	2・3号	1・2・3号	1・4号	1・3・4号	
2 年								1			1
3 年											0
4 年											0
5 年				1							1
6 年											0

- (注) 1号 …… 不利益取扱
 2号 …… 団体交渉の拒否
 3号 …… 支配介入
 4号 …… 1号から3号までの旨を申し立てたことに対する不利益取扱

第3表 申立人別申立件数

区分 年次	鹿 児 島 県				全 国
	申立件数	申 立 人 別			申立件数
		組 合	個 人	組合・個人	
2 年	1	1			2 8 0
3 年	0				2 7 7
4 年	0				2 2 7
5 年	1	1			2 5 5
6 年	0				

第4表 申立関係企業内の組合組織状況

区分 年次	組合が1つだけの企業	組合が2つ以上の企業	計
2 年		1	1
3 年			0
4 年			0
5 年		1	1
6 年			0

第5表 業種別申立件数

業種 年	建設業	製 造 業			情報通信業 その他	鉄 道 業	運輸業・郵便業					卸売業・小売業	金融業・保険業	教育・学習支援業	医療・福祉	複合サービス事業	サービス業	地方公務	その他	計
		食料品製造業	印刷・同関連業	化学工業			道路旅客バス専用線	道路貨物運送業	水 運 業	その他										
2 年																		1		1
3 年																				0
4 年																				0
5 年											1									1
6 年																				0

第6表 平均処理日数

区分 年次	総 平 均	命令・決定	取下・和解
2 年			—
3 年			—
4 年	7 4 5	7 4 5	—
5 年			—
6 年	9 9 2	9 9 2	—

※ 労働組合法第27条の18の規定に基づき、「審査の期間の目標は、1年」としている。
(平成24年7月改定)

2 審査事件

(1) 令和元年(不)第1号事件

申立年月日	令和元年8月2日		
申立人	X組合		
被申立人	Y（運輸業，郵便業）		
申立条項	労働組合法第7条 第1号，第2号及び第3号		
救済を 求める事項	・組合員に対する不利益取扱いを止めること ・団体交渉に速やかに応じること ・未払い賃金，人権侵害及び職業差別について ・嘱託職員を正規職採用又は無期限雇用に転換させること ・個別の組合員への接触・恫喝を行わないこと ・事実上の解雇予告を撤回し，雇用期間満了を理由とした雇用契約打ち切りを行わないこと		
担当委員	審査委員長 采女委員，審査委員 新納委員 参与委員(労働者側) 下町委員，村屋委員(～R4.6)，木佐貫委員(R4.7～) 同 (使用者側) 濱上委員，水淵委員		
審査状況	調査9回，審問1回		
終結日	令和6年3月31日	終結区分(処理日数)	一部救済（1704）

(2) 令和5年(不)第1号事件

申立年月日	令和5年6月26日，7月6日，9月11日		
申立人	X組合		
被申立人	Y（運輸業，郵便業）		
申立条項	労働組合法第7条 第4号		
救済を 求める事項	・精神的苦痛に対する損害賠償金 ・定年延長制度の導入等については，所属する組合と使用者との労働協約（確認書）等の内容を優先すること		
担当委員	審査委員長 長野委員，審査委員 田中委員 参与委員(労働者側) 岡委員，片野坂委員 同 (使用者側) 上野委員，吉田委員		
審査状況	調査1回，審問0回		
終結日	令和6年3月31日	終結区分(処理日数)	却下（280）

第4節 行政訴訟事件

令和6年は、係属事件がなかった。

第5節 再審査事件

令和6年は、係属事件がなかった。

第6節 資格審査

1 概 況

- (1) 令和6年は、取扱件数が5件で、内訳は前年からの繰越が3件、新規が2件である。
- (2) 新規分を申請理由別にみると、労働者委員推薦関係が2件である。
- (3) 処理状況については、4件（不当労働行為救済申立関係1件、労働者供給事業許可申請関係1件、労働者委員推薦関係2件）を適法と認め、1件（法人登記関係）を次年へ繰り越した。

2 資格審査一覧表

年番号	申請組合名	組合員数	申請理由	申請年月日	終結年月日	備考
元年1	X1組合	9	不当労働行為救済申立	R元.8.2	R6.3.31	適法決定
3年1	X2組合	2	法人登記	R3.7.1		次年へ繰越
5年1	X3組合	100	労働者供給事業許可申請	R5.10.30	R6.2.1	適法決定
6年1	X4組合	515	労働者委員の候補者推薦のため	R6.4.19	R6.5.15	適法決定
6年2	X5組合	4,535	労働者委員の候補者推薦のため	R6.4.23	R6.5.16	適法決定

3 資格審査取扱状況

区分 年次	取扱 件 数	申請理由別(新規)				終 結 態 様 別				
		法人 登記	救 済 申 立	労 働 者 供 請 給 事 業	許 可 申 請 者 委 員 推 薦	適 法 決 定	不 適 法 決 定	取 下 げ	打 切 り	次 年 繰 越
2 年	6		3		2	2				4
3 年	5	1								5
4 年	7				2	5				2
5 年	3			1						3
6 年	5				2	4				1

第 7 節 認定告示

地方公営企業の職員の非組合員の範囲の認定・告示について、令和 6 年は、申出がなかった。

第2章 労働委員会活性化のための取組（令和6年度）

平成21年11月に全国労働委員会連絡協議会に「労働委員会活性化のための検討委員会」が設置され、平成22年から24年に第1次～第3次の報告書が出された。

これらを踏まえて、本県労働委員会では、委員による「労使間のトラブルに関する相談会」（定期・周知月間等）や「出前講座」などを開催するとともに、労働委員会制度の周知広報、委員及び事務局職員の資質向上を図るための研修等にも取り組んでいる。

また、迅速・的確な審査手続を行うため、平成24年7月1日から審査の期間の目標を1年6月から1年に短縮し、迅速な解決に努めている。

令和6年度における主な取組は、以下のとおりである。

I 労働委員会制度の認知度を高めるための方策

1 委員による「労使間のトラブルに関する相談会」の開催

(1) 定期相談会

毎月第4火曜日(原則)の午後2時30分から5時まで、県庁労働委員会において相談会を開催した。また、来庁できない方のために電話相談も実施した。(継続)

日 時	相談件数	日 時	相談件数	日 時	相談件数
4月23日(火)	2件(1)	8月27日(火)	0件(0)	12月17日(火)	2件(1)
5月28日(火)	2件(0)	9月24日(火)	2件(2)	1月28日(火)	2件(1)
6月25日(火)	3件(2)	10月22日(火)	2件(1)	2月25日(火)	0件(0)
7月23日(火)	2件(2)	11月26日(火)	1件(1)	3月25日(火)	2件(1)
※ () 書きは電話相談で内書き。				合 計	20件(12)

(2) 個別労働関係紛争処理制度に係る周知月間(10月)における相談会

定期相談会(10月22日)のほか、合同相談会と休日相談会を開催した。また、来庁できない方のために電話相談も実施した。(継続)

なお、合同相談会(10月1日)は、労働局、県社会保険労務士会及び県雇用労政課と合同で県庁で開催した。

日 時	場 所	相談件数
10月1日(火)10:00～16:00	県庁労働委員会	6件(5件)
10月22日(火)14:30～17:00	県庁労働委員会	※ 定期相談会参照
10月27日(日)10:00～16:00	県庁労働委員会	7件(1件)

※ () 書きは電話相談で内書き。

(3) 周知月間以外の休日相談会

県庁労働委員会において休日相談会を開催した。また、来庁できない方のために電話相談も実施した。(継続)

日時：8月4日(日)10:00～16:00 相談件数：3件(うち電話相談1件)

《参考》 個別労働関係紛争に係る相談

・令和6年度月別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事務局対応	12	7	10	10	13	12	17	19	8	6	5	5	124
委員相談会 (うち電話相談)	2 (1)	2 (0)	3 (2)	2 (2)	3 (1)	2 (2)	15 (7)	1 (1)	2 (1)	2 (1)	0 (0)	2 (1)	36 (19)
累 計	14	23	36	48	64	78	110	130	140	148	153	160	160

・相談内容別件数 (令和7年3月31日現在)

年 度 相談内容	2	3	4	5	6	計
経 営 又 は 人 事	51	31	29	28	41	180
賃 金 等	16	21	21	22	27	107
労 働 条 件 等	14	23	23	20	19	99
職 場 の 人 間 関 係	22	37	39	41	51	190
そ の 他	14	32	24	25	22	117
合 計	117	144	136	136	160	693
うち委員による相談会	16	24	14	25	36	115

※ 相談内容は主なもので計上

※ 平成23年5月から定期相談会開始

(相談内容の分類)

経 営 又 は 人 事	解雇，配置転換・出向・転籍，復職，懲戒処分，退職，勤務延長・再雇用，その他経営又は人事
賃 金 等	賃金未払，賃金増額，賃金減額，一時金，退職一時金，解雇手当，休業手当，諸手当，その他賃金，年金
労 働 条 件 等	労働契約，労働時間，休日・休暇，年次有給休暇，育児休業・介護休業，時間外労働，安全・衛生，福利厚生制度，社会保険，労働保険，その他の労働条件等
職 場 の 人 間 関 係	セクハラ，パワハラ・嫌がらせ
そ の 他	その他

2 周知月間を中心とした制度・相談会等の周知広報

【紙媒体】

(1) 個別紛争あっせん制度PRポスター等の配布

当労委独自の個別紛争あっせん制度PRポスター，チラシ及びカードを関係機関・関係団体等に配布し，周知広報を依頼した。(継続)

(2) 相談会チラシの配布

QRコードを印刷した相談会チラシを関係機関・労使団体等に配布し，周知広報を依頼した。(継続)

また，労使団体等の会員への相談会チラシ配布や，大型商業施設等への相談会チラシ設置を依頼した。(継続)

◇ 個別紛争あっせん制度 P R ポスター



◇ 個別紛争あっせん制度 P R カード

(表面)



(裏面)



【ホームページ】

(3) 委員リレーコラム掲載等によるホームページの充実

ホームページ内に制度概要や相談会・周知月間等について掲載するとともに、委員が毎月交替でコラムを掲載した。(継続)

なお、ホームページに直接つながるQRコードを、個別紛争あっせん制度PRポスター・チラシ・カード、相談会チラシ、のぼり旗、委員・職員の名刺等に印刷し、広報の充実を図った。(継続)

(4) 関係機関等ホームページのリンク及び相談会開催情報の掲載

鹿児島労働局、鹿児島産業保健総合支援センター、連合鹿児島、県経営者協会、法テラス鹿児島及び市町等のホームページに、当労委（個別紛争あっせん制度）ホームページへのリンク付けがされるとともに、関係機関・労使団体等のホームページに相談会開催情報が掲載された。(継続)

【マスコミ】

(5) 定期相談会、周知月間中の合同相談会や休日相談会については、テレビ局、ラジオ局、新聞社に年間を通じて告知を依頼し、周知広報を行った。(継続)

【県広報媒体】

(6) 県広報媒体による広報

個別紛争あっせん制度や定期相談会について、県政広報ラジオ番組による告知を年間を通じて実施した。令和6年11月には、「新聞インフォメーション」で「労使間のトラブルに関する相談会」について、7年3月には、テレビ番組で「労使間のトラブルに関する相談会」、「職場のトラブルを解決！あっせん制度」について広報した。(継続)

県庁LINEに定期相談会等の情報を掲載した。(継続)

【関係機関等】

(7) 労使団体・関係機関等との連携

関係機関等に対して個別紛争あっせん制度や定期相談会等について周知広報を依頼すると

ともに、労働局やハローワーク、労使団体等に労使紛争に関する相談の当労委への紹介を依頼した。県弁護士会に対しては、県弁護士会レターボックスを活用して、会員に対する労働委員会制度等の周知及び相談者への当労委の紹介を依頼した。（継続）

合同相談会（10月1日）の開催に際しては、鹿児島市等に広報を依頼するとともに、労働局、社会保険労務士会及び県雇用労政課と連携して合同で相談に対応した。（継続）

労使問題によるメンタル不調のため受診した方への周知として、心療内科35か所にリーフレットを配布した。（継続）

(8) 県や市町の広報誌への掲載

県メールマガジンにより市町村広報誌掲載用の原稿を情報提供したほか、県・市の労政担当課発行の広報誌等に労働委員会制度の概要や相談会開催情報の掲載を依頼した。（継続）

(9) 図書館と連携したPR

図書館に「関連図書の選書コーナー」の設置を依頼し、併せて、ポスター、チラシ、カードなどのPR資材を設置した。

※個別紛争あっせん制度を取り扱う鹿児島労働局と共同で実施

	鹿児島県立図書館	県立奄美図書館	鹿児島市立天文館図書館	鹿児島市立図書館
日 程	①9/26（木）～10/24（木） ②10/1（火）～10/31（木）	10/1（火）～10/31（木）	10/1（火）～10/31（木）	10/2（水）～10/16（水）
場 所	①ロビー ②ミニ展示1コーナー	月別展示コーナー	4階・5階フロア	正面玄関コーナー

3 委員による出前講座

労使紛争の未然防止と労働委員会の認知度向上を図るため、労働者委員や使用者委員が労使団体の会合等の場で、公益委員が大学、高校において、労働委員会制度等についてPRを行った。（継続）

	実施日及び時間	場 所	団体名・対象者	参加者数	講 師 名
公 益 委 員	令和6年4月17日（水） 16:10～17:40	鹿児島大学	鹿児島大学 法文学部	112人	采女 会長
	同 年11月1日（金） 14:30～16:00	鹿児島大学	鹿児島大学 法文学部	184人	畑井 会長代理
	令和7年2月13日（木） 10:00～11:00	鹿児島南高校	3年生等	181人	古川 委員
	同 年2月19日（水） 10:05～10:55	隼人工業高校	3年生等	118人	保澤 委員
労働者 委 員	令和6年11月9日（土） 16:00～17:10	労働者福祉会館	全国一般民間労 組評議会	17人	片野坂 委員
使用者	令和6年9月18日（水） 13:05～13:20	黎明館	鹿児島県社会福祉 協議会「セミナー」	73人	吉田 委員
委 員	令和7年2月14日（金） 13:30～13:50	宝山ホール	鹿児島県経営者 協会「労務セミナー」	38人	濱上 委員

(1) 公益委員による出前講座



鹿児島大学
(R6. 4. 17)



鹿児島大学
(R6. 11. 1)



鹿児島南高校
(R7. 2. 13)



隼人工業高校
(R7. 2. 19)

(2) 労働者委員による出前講座



全国一般民間労組評議会
(R6. 11. 9)

(3) 使用者委員による出前講座



県社会福祉協議会
(R6. 9. 18)



県経営者協会
(R7. 2. 14)

Ⅱ 委員及び事務局職員の資質の維持・向上を図るための方策

原則として、毎月１回、定例総会日に労働問題研究会を開催し、委員が出席する会議における議題の検討をはじめ、外部講師を招いた講演会、鹿児島労働局との意見交換会、委員から提供された話題に関連した事例研修などを行った。

また、全労委として取り組んでいる公労使委員合同研修をはじめとする全国・九州ブロックの会議・研修に委員が参加した。

事務局職員については、「個別労働関係紛争等に係る勉強会」を実施したほか、全国・九州ブロックの会議・研修や個別労働紛争解決研修（全基連）等に参加し、紛争解決に必要な資質の維持向上に努めた。

○ 労働問題研究会の実施状況

開催年月日	講 師	内 容
令和６年 ４月９日	事務局職員	・九州労働委員会会長会議 議題検討
５月１４日	事務局職員	・九州労働委員会連絡協議会 議題検討
６月１１日	委員	・情報交換会
７月９日	事務局職員	・事例研修（模擬あっせんＤＶＤ上映）
８月１３日	事務局職員	・事例研修（労働委員会における和解）
９月１０日	事務局職員	・九州労働委員会公益委員連絡会議 議題検討
１０月８日	事務局職員	・事例研修（労働組合と資格審査）
１１月１２日	事務局職員	・全国労働委員会連絡協議会総会 議題検討
１２月３日	総務事務センター職員	・メンタル不調だと思われる相談者に対する対応
令和７年 １月１４日	鹿児島労働局職員	・鹿児島労働局との意見交換会
２月１２日	九州大学名誉教授(元福岡県労働委員会会長) 野田 進 氏	・特別講演会 「団交拒否と労使コミュニケーション」



労働問題研究会特別講演会（R7.2.12）

○ 「個別労働関係紛争等に係る勉強会」の実施状況

実施日	内 容	実施日	内 容
5 月 29 日	労働委員会制度について①	10 月 24 日	労働法 Q & A ②
6 月 27 日	離職について	11 月 22 日	労働法 Q & A ③
7 月 25 日	労働委員会制度について②	12 月 25 日	労働相談について
9 月 3 日	判例の読み方	1 月 29 日	労働契約の終了について 救済命令と判決の違いについて
9 月 30 日	労働法 Q & A ①	2 月 27 日	法的な紛争解決の方法について

Ⅲ 迅速・的確な審査手続を充実させるための方策

1 不当労働行為審査事件に係る審査期間の目標

労働組合法第 27 条の 18 に基づく審査の期間の目標については、平成 24 年 6 月 12 日に開催した公益委員会議において、公益委員会議申合せ及び公益委員会議決定事項を改正し、1 年 6 月を 1 年（団交拒否のみの事案については 10 月）に改め、平成 24 年 7 月 1 日から適用している。

2 不当労働行為の審査の実施状況及び目標の達成状況

令和 6 年度は、係属事件がなかった。